

## 北海道 P C B 廃棄物処理事業に関する通報連絡・公表の取扱い

### 1 目的

北海道（以下「甲」という。）、室蘭市（以下「乙」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「環境保全協定」という。）」第 15 条第 2 項又は第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に定める事項又は環境保全協定に定めのない事項について、次のとおり通報連絡及び公表（以下「通報連絡等」という。）の取扱いを定める。

### 2 基本方針

- (1) 丙は、地域住民の安全・安心を確保するため、この取扱いに定める事項について、甲及び乙に通報連絡するとともに、自ら公表するものとする。  
また、丙は、環境保全協定第 19 条第 1 項の趣旨を踏まえ、この取扱いに定めのない P C B 廃棄物処理事業に関する情報について、自主的に公表するものとする。
- (2) 甲及び乙は、この取扱いに基づき丙から通報連絡のあった事項については、公表するものとする。
- (3) 公表にあたっては、透明性の確保を図るとともに、事象の内容、程度等について道民にわかりやすく、適宜・的確な情報を提供するものとする。  
また、北海道情報公開条例及び室蘭市情報公開条例において非開示とされる事項を除き、積極的に公表するものとする。

### 3 通報連絡

丙は、次の（１）に掲げる対象事項が発生したときは、甲及び乙に通報連絡するものとする。

- (1) 対象事項
  - ア 環境保全協定第 15 条第 2 項に定める事項
  - イ 環境保全協定第 17 条第 1 項及び第 2 項に定める事項
  - ウ ア及びイに定めのない事項であって、別表に定める事項
- (2) 通報連絡責任者及び通報連絡系統
  - ア 通報連絡責任者  
甲、乙及び丙は、相互の通報連絡を円滑に行うため、通報連絡責任者及びその代行者（以下「通報連絡責任者等」という。）を定めるものとする。  
なお、通報連絡責任者等に変更があった場合には、乙及び丙は、速やかにその旨を甲に連絡するものとし、甲は、その都度、乙及び丙に連絡するものとする。
  - イ 通報連絡系統  
丙は、別に定める通報連絡系統図により、甲及び乙に通報連絡を行うものとする。

- (3) 通報連絡の手段  
丙は、(1)の対象事項の通報連絡を、原則として電話及びファクシミリで行うこととするが、電子メールも活用するものとする。
- (4) 通報連絡の時期  
通報連絡の時期については、別表に定める。  
なお、丙は、(1)ウの事項について別表に定める区分の判断がつかないときは、上位の区分に準じて、甲及び乙に通報連絡するとともに、区分の取扱いについて甲及び乙と協議し、その指示に従うものとする。  
また、その後の経過に応じて、随時続報を行なうほか、通報連絡した内容について訂正又は追加がある場合、直ちにその旨を通報連絡することとする。
- (5) 報告  
丙は、甲及び乙に対し、(1)に定める通報連絡を行なった事項のうち、環境保全協定第17条第2項に定める事項については環境保全協定に基づき、その他の事項については事象の概要、原因や対策等について報告するものとする。

#### 4 公表

丙は、3(1)に定める通報連絡を行った事項について、甲及び乙は、丙から通報連絡のあった事項について公表するものとする。

- (1) 公表の方法  
公表の方法については、別表に定める方法によるほか、有効な手段を用いて広く一般に周知が図られるよう努めるものとする。
- (2) 公表時期等  
ア 公表の時期  
公表の時期については、別表に定める。  
イ その他  
丙は、その後の経過を、必要に応じて公表するものとする。
- (3) 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議委員への情報提供  
甲及び乙は、公表にあたって北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議の委員に対し、情報提供するものとする。

#### 5 通報連絡等に関する様式

この取扱いにおける通報連絡等の様式は、別に定める。

#### 6 その他

この取扱いに定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この取扱いに定める事項について変更すべき事由が生じたとき又はこの取扱いに定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

#### 附則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

この取扱いは、平成27年2月16日から施行する。

## 北海道PCB廃棄物処理事業に関する通報連絡及び公表基準

(平成25年8月30日変更)

区分	対象事項	通報連絡	公表	
			JESCO	道・市
I	1 PCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の施設外への流出・排出又は流出・排出するおそれが生じた場合	直ちに電話にて通報。  速やかにFAX及び電子メールで事象概要を連絡。	連絡後、速やかにプレス公表。  関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	連絡受領後、速やかにプレス公表及びホームページに掲載
	2 火災 <sup>※2</sup> (区分Ⅲの事象例を除く)			
	3 爆発 (施設、設備の破損が伴うもの)			
	4 損壊 <sup>※3</sup>			
	5 施設内に浸水した場合			
	6 制御異常:自動停止システム作動後も運転条件 (温度、圧力等) が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合 <sup>※4</sup>			
	7 休業4日以上労働災害			
II	1 排出管理目標値 <sup>※5</sup> を超過又は超過するおそれが生じた場合	速やかに電話にて通報。  その後、FAX及び電子メールで事象概要を連絡。	1は連絡後、速やかにプレス公表。  関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	1は連絡受領後、速やかにプレス公表。 2はホームページに掲載。
	2 3日以下の休業に係る労働災害			
III	1 環境への特段の影響はないが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象	昼間 (8時30分から17時まで) に発生した事象については当日中に、夜間 (17時から8時30分まで) に発生した事象については翌午前中に電話にて通報。  その後、FAX及び電子メールで事象概要を連絡。	1④はプレス公表。  関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	ホームページに掲載
	①修復に設備停止 <sup>※6</sup> が必要なPCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の施設内での漏洩 <sup>※7</sup>			
	②PCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> に該当しない用役 <sup>※8</sup> の施設外への流出			
	③施設外へのPCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の排出を伴わない排気漏洩防止設備の起動			
	④計画外の1週間以上の操業停止			
	⑤備え付けの消火器及び工程上の処置により鎮火させることができた火災			
2 不労災害:休業を要しないが、通院加療が必要な労働災害				
IV	1 環境への特段の影響はないが、環境保全上の留意が必要な事象	平日は当日中に、夜間 (17時から8時30分まで) 及び休日は翌営業日に電話にて通報。  前月に発生した事象を資料にまとめて、毎月10日までに報告。	毎月10日までに関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	ホームページに掲載
	①設備の停止を伴わずに修復できたPCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の施設内での漏洩 <sup>※7</sup>			
	2 0.5mg/kgを超えるPCBを含む油のオイルパン内の漏洩 <sup>※9</sup>			
	3 微傷災害:区分I～IIIに該当しない軽微な労働災害			

## ・備考

※1 PCB等法令で定める有害な物質とは、PCB濃度 0.1mg/m <sup>3</sup> Nを超える排ガス、0.5mg/kgを超える油、0.003mg/Lを超える排水並びに危険物及び劇物 (廃アルカリ、アンモニア) をいう。
※2 人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを利用した場合をいう。
※3 施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするものをいう。
※4 火災、爆発及び漏洩に繋がる可能性のある制御異常について連絡する。
※5 環境保全協定において定める排出管理目標値 (別紙参照)
※6 設備停止とは、計画外の1週間以上の設備の停止をいう。
※7 次のいずれかに該当するものを除く。
・少量のもの (広がりか0.25m <sup>2</sup> 程度以下)
・オイルパン内に留まったもの
・処理対象物の劣化に起因するもの
・設備保全に伴い計画的に排出されるもの
・サンプルボックス内に収まったもの
※8 PCB処理施設で使用する工業用水、計装空気、窒素ガス等をいう。
※9 次のいずれかに該当するものを除く。
・少量のもの (広がりか0.25m <sup>2</sup> 程度以下)
・処理対象物の劣化に起因するもの
・設備保全に伴い計画的に排出されるもの
・サンプルボックス内に収まったもの

## 環境保全協定に定める排出管理目標値

項 目			排出管理目標値	
大気 (排気)	P C B		0.01 mg/m <sup>3</sup> N以下	
	ダイオキシン類		0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	
	ベンゼン		50 mg/m <sup>3</sup> N以下	
	硫黄酸化物 (注1)		K値3.2以下	
	窒素酸化物 (注1)		250 cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N以下	
	塩化水素 (注1)		700 mg/m <sup>3</sup> N以下	
	ばいじん (注1)		0.15 g/m <sup>3</sup> N以下	
水質 (排水)	浄化槽 排水	生活環境 項目	p H	5.8～8.6
			S S	30 mg/l以下 (日間平均20 mg/l以下)
			B O D	20 mg/l以下 (日間平均15 mg/l以下)
			C O D	80 mg/l以下 (日間平均60 mg/l以下)
			全窒素	60 mg/l以下 (日間平均30 mg/l以下)
			全燐	8 mg/l以下 (日間平均4 mg/l以下)
			n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/l以下
	最終 放流口	有害物質	P C B (注2)	0.0005 mg/l未満
			ダイオキシン類 (注2)	5 pg-TEQ/l以下

(備考)

## 1 表中、(注1) について

P C B汚染物等処理設備(プラズマ熔融分解処理施設)からの排気のみ適用し、値はいずれも1時間平均とする。

## 2 表中、(注2) について

他の項目とは異なり放流を前提として定めた値ではなく、放流水に混入していないことを確認するための値である。